



権利は
君の味方。
気持ちが
軽くなった。

滋賀県子ども基本条例
パンフレット 中高生向け

Contents

私たちにとって、権利ってなんだろう

「滋賀県子ども基本条例」のこと

子どもの権利って？

すべての子どもには、
自分らしく幸せに生き、
健やかに成長するための
大切な権利があります。

子どもの
権利を定めた



子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

- 世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約で、1989年に国連総会において採択されました。
- 子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。
- 成長の過程にある子どもには、特別な保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。
- この条約を守ることを約束している国と地域は世界で196あり、日本は1994年に批准^{※1}しました。

条約の4つの原則

次の4つは、条文に書かれた権利であるとともに、すべての子どもの権利の実現を考えると、あわせて考えることが大切な「原則」とされています。
これらは、日本で2023年に施行された「こども基本法」にも取り入れられました。

✓ 差別の禁止
(差別のないこと)

✓ 生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

✓ 子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

✓ 子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)

子どもがもっている大切な権利

生きる権利

命が守られ、健康で安全に暮らすことができます。

- 安全に住む場所があり、しっかり食事をとることができます。
- 病気やケガをしたときは、病院で治療を受けられます。

育つ権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりして、
自分の力を十分に伸ばしながら成長することができます。

- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

守られる権利

いじめられたり、一方的に権利が奪われたりしないよう守られます。

- 人との違いなどを理由に差別されません。
- あらゆる暴力や虐待、搾取^{※2}、有害な労働^{※3}などから守られます。

参加する権利

自分に関わることについて自由に意見を表したり、
仲間と団体をつくって活動したりすることができます。

- 自分の考えや思いが大切にされます。
- 仲間と一緒に社会の一員として活動することができます。

他にもさまざまな権利があります。

自分も大切、
相手も大切

自分と同じように、
他の人にも権利があります。
お互いの権利を尊重しましょう。



滋賀県子ども基本条例って？

滋賀県では、「子どもの権利条約」、「こども基本法」を踏まえて、
「滋賀県子ども基本条例」を制定し、2025年4月1日に施行しました。

目的

子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに
安心して成長することができる社会の実現を目指します。

制定までの経過

条例の検討会議には、子ども・子育てに関係する仕事をして
いるおとなだけでなく、高校生や大学生にも参加してもらい
ました。また、2023年に実施したアンケート結果（回答者：県
内1万人超の小学生～大学生）も反映しています。

「子ども」って？

この条例では、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」と
しています。基本的には18歳未満の人を念頭に置いていま
すが、18歳や20歳といった特定の年齢で必要な支援が途切
れないよう、子ども一人ひとりの状況に応じて、社会で幸せ
に暮らしていけるよう支えていくことを示しています。

基本理念

子どもの権利が守られる社会をつくるために、「何を大切にするのか」を定めています。

01 子どもの権利が守られる社会づくりは、
次のことを意識して進めていくことが大切です。
これらは、「子どもの権利条約」の4つの原則をもとにしています。

✓ 子どもは差別を受けない権利があること

すべての子どもは、一人ひとりが大切にされ、基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けない権利をもつ

✓ 子どもは大切に育てられる権利があること

すべての子どもは、福祉に関する権利（適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、健やかな成長・発達・自立が図られることなど）や、教育を受ける権利をもつ

✓ 子どもは自由に意見を表す権利があること

すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、多様な社会的活動に参画※4する権利をもつ

✓ 子どもの最善の利益を考えること

すべての子どもは、年齢や一人ひとりの発達段階に応じて意見が尊重されるとともに、子どもにとって何が最もよいかが優先して考えられる

02 子どもの権利が守られる社会をつくるために、
次のことを進めていくことが大切です。

✓ 子どもが他の人の権利を尊重しながら、 共に社会をつくっていけるようにすること

すべての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会づくりに参画できるようにする

✓ すべての子どもへの支援が、年齢や一人ひとりの状況に応じて 切れ目なく行われること

✓ 社会全体で連携・協力すること

国、県、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民が相互に連携・協力する

みんなの責任と役割

滋賀県

子どもの権利を守るため、子ども施策を検討し実施します。国や市町などと役割分担し、相互に連携・協力します。

保護者

子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育みます。

学校等

子どもの年齢や発達段階に応じた支援や、意見を表明できる環境の整備、社会的活動への参画の促進、安心して楽しく過ごせる環境づくりを行います。

事業者※5

雇用する子どもの健康と福祉の確保への配慮や、労働者が仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備に努めます。

県民（子どもも含む）

子どもの権利に対する関心と理解を深めます。それぞれの立場で、子どもの権利が守られる社会づくりに努めます。

条例には、他にもこんな内容があります。

子どもの意見の尊重

社会全体で、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを大切にします。

子どもから意見を聴くときは、次のようなことを心がけます。

- ✓ 子どもにとって十分でわかりやすい情報を伝えること
- ✓ 意見の表明を強要しないこと
- ✓ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること
- ✓ 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保など必要な対応をとること
- ✓ 子どもの意見に対して、どのように考えるか応答すること

意見をうまく言えなくても、まわりの人が意思をくみ取り、意見をまとめる手助けをしたり、必要に応じて代わりに伝えたりします。

滋賀県は、子どもから広く意見を聴き、県の施策に反映します。

社会みんなで、子どもたちが安心して意見を言える環境をつくっています。だから、あなたも思ったことや感じたことを自由に伝えてください。

あなたの声が、みんなの未来をより良くします！

子どもの権利を守る仕組み

子どもが悩みや不安を抱えて困っているときに、いつでも相談できるようにしています。

相談窓口 相談できる窓口の情報は裏表紙に載っています。

どんな悩みでも、相談員があなたの気持ちに寄り添いながら、お話を丁寧に聴き、一緒に考えます。

気軽に相談してください

子どもの権利が侵害され^{※6}、相談しても解決しない場合は、「滋賀県子どもの権利委員会」に助けを求めることができます。

滋賀県子どもの権利委員会

大学の先生や弁護士など、専門的な知識をもつ5名の委員が、

- ✓ 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討する
- ✓ 解決に向けて、関係者への調査や調整を行う
- ✓ 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝えるなど、問題の解決に向けて活動します。

他にも…

- 子どもの権利侵害に関して、必要に応じて滋賀県に意見を述べます。
- 子どもの権利を多くの人に知ってもらうための活動をします。



滋賀県HP
詳しくはこちら▲

※6 子どもが本来もっている権利を不当に奪われたり、妨げられたりすること。

中高生のみなさん

子ども自身として、また未来を担う者として、子どもの権利が守られる社会をつくるために、自分にできることを一緒に考えてみませんか。

- 例えば…
- まわりの人を思いやること
 - 子どもの権利について、身近な人から広めていくこと
 - 他の人の意見を尊重しながら、自分の意見も伝えていくこと
- 一人ひとりの行動が、より良い社会につながります。

悩み、相談してみませんか。

あなたはひとりじゃありません。

誰かに話すだけで、心が少し楽になることがあります。

自分のペースで、気軽に相談してください。

相談窓口

いじめやその他の悩みについて
24時間子供SOSダイヤル

なやみおう
0120-0-78310

(毎日・24時間)

※9時～21時(12/29～1/3除く)の間に
県内から電話をかけると、
「こころんだいやる」につながります。

何を相談しても
大丈夫。
あなたの気持ちを
しっかり
受け止めます。

こころのサポートしが



LINE相談

上の二次元コードから
LINEの友だち追加をすると、
相談できます。(毎日・16時～24時)

編集

中高生の意見を取り入れながら
作成しました。詳しくはこちら▶



滋賀県HP

令和7年10月発行
発行/ 滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854